



処遇改善Ⅱの計画書提出が各地で開始 ～保育所・認定こども園の中堅職員に月額4万円支給～

◆平成29年4月27日付で「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」が発出された後、5月30日にQ&Aが発出されている、特定教育・保育施設（いわゆる認定こども園や保育所）における処遇改善等加算について、各都道府県で計画書及び申請書の提出が始まっています。処遇改善等加算はこれまでの基本分（旧民改費）と賃金改善要件分が「処遇改善等加算Ⅰ」として整理され、新たに「処遇改善等加算Ⅱ」が新設されて今年度より実施されます。

Ⅰについては昨年度までと異なり、法人役員を兼ねる職員にも支給することが可能となりました。

またⅡについては、技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善について、①賃金改善計画の策定と実績報告、②キャリアアップに関する研修の受講、③職務の発令、④月給による賃金改善の実施、を要件として、公定価格における加算が実施されます。加算額は下記のとおりで、加算された額は、(ア)経験年数が概ね7年以上の中堅職員（全職員の概ね1/3の人数を対象）に月額40,000円、(イ)経験年数が概ね3年以上の職員（全職員の概ね1/5の人数を対象）に月額5,000円を支給するための財源となります。

これにより、職員の処遇改善に充てることが求められる額は、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分、処遇改善等加算Ⅱ、各年度の人勤分の総額となり（右下図参照）、29年度の人勤分を除いても最大で「加算率11.2%+処遇改善等加算Ⅱ」ということとなります。この額は、多くの施設においては昨年度の1.5倍程度になることが予想され、早めの予算措置が望まれます。

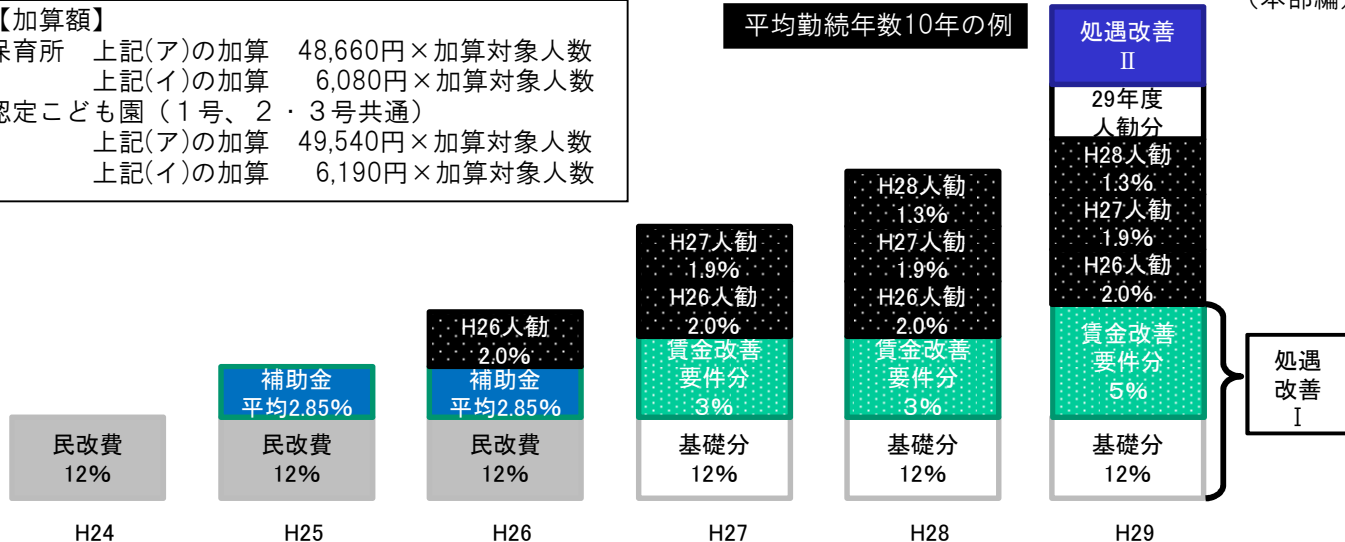
介護事業所で行われている類似の処遇改善では、約1割の事業所が申請していないというデータもあり、その理由として、事務作業の煩雑さ、支給対象職員の制約、利用者負担の発生などが挙げられています。特定教育・保育施設における処遇改善等加算は、Ⅰでは支給対象職員の制約はありませんが、それ以外の要素は同じことが想定され、Ⅱではまったく同じ状況があると言えます。またこの処遇改善等加算Ⅱを導入することによって、給与バランスが崩れることや、職員間の軋轢等を懸念する経営者も多く、安定した制度となるにはしばらく時間がかかりそうです。

（本部編）

【加算額】

保育所	上記(ア)の加算	48,660円×加算対象人数
	上記(イ)の加算	6,080円×加算対象人数
認定こども園（1号、2・3号共通）	上記(ア)の加算	49,540円×加算対象人数
	上記(イ)の加算	6,190円×加算対象人数

平均勤続年数10年の例



介護給付費9兆円を超える ～介護保険事業状況報告～

◆去る6月20日に厚労省が公表した「介護保険事業状況報告（年報）」によれば、平成27年度の介護給付費(利用者負担を除く)は、前年度よりも約1,971億円増、割合にして2.2%増の約9兆976億円に達したことが報告されました。また要介護・要支援認定を受けた人は約620万人で、前年度から約15万人、2.3%増加しました。給付費が9兆円を超えたのは、平成12年の制度開始以来初となります。増加傾向は15年間連続していますが、増加率は前年度の4.6%に比べ鈍化している結果となりました。しかし一方で、平成12年度に比較すると約2.8倍となっています。

なお、1号被保険者の保険料収納率は約98.6%、普通徴収者の収納率も87.2%とほぼ横ばいでした。

（参考：厚労省HP／毎日新聞／CBニュース）

社福経営状況の集計結果公表 ～特養と障害、福祉医療機構～

◆(独)福祉医療機構は、去る6月30日に「平成27年度障害福祉サービスの経営状況について」を、続いて7月4日には「社会福祉法人経営動向調査の結果について」の集計結果を、同機構ホームページ上で公開しました。前者はこれまでも行われてきた同機構の融資先を対象とした調査結果で、3,347件の回答を集計したものです。また後者は“社会福祉法人”というタイトルではあるものの、調査対象は“特別養護老人ホームを運営する社福法人”の482法人で、法人としての動向と特養としての動向がまとめられています。

詳細は、同機構HPからご覧ください。

（参考：福祉医療機構HP）